

第2章

施策の展開

- 基本目標1 保健・医療の充実
- 基本目標2 地域生活支援の充実
- 基本目標3 教育・育成の推進
- 基本目標4 雇用・就労の支援
- 基本目標5 社会参加の促進
- 基本目標6 住みよいまちづくり

凡例

「充実」：既存の事業で、今後充実を図るもの

「継続」：既存の事業で、今後も継続して実施するもの

「新規」：今後、新規に実施を予定しているもの

◇欄の実績数値は、特に断りがない限り平成22年度末のもの。ただし、第1章第2節に記載したものについては再掲を省略

基本目標1 保健・医療の充実

現 状

「障がい者アンケート」によると、障がいを持つことになった原因として「疾病等」をあげた人は全体の43.1%おり、認定を受けた時期を60歳以上とする人は37.4%となっています。

また、83.9%の人が月に1回以上医療機関に通院しています。中でも、統合失調症やうつ病等の精神疾患により自立支援医療(精神通院)の制度を利用して通院している人が年々増加しており、障がいのある人全体（※18）の22.0%に上っています。そのほか、乳幼児健康診査により発達の遅れ（疑い）があるとされる幼児も増加傾向にあります。

課 題

障がいのある人の健康を維持し、障がいを軽減するための医療とともに、その原因となる疾病の予防や早期発見、また発達障がいへの早期対応が重要です。

うつ病などこころの病については、その予防とあわせて精神疾患全般についての正しい知識と理解の促進が求められます。

体制としては、保健・医療施策と福祉施策の連携や地域医療とのネットワークが必要です。

目標の設定と施策の方向

- ・施策の方向1 健康づくり・障がい予防の推進
- ・施策の方向2 こころの病の予防・支援対策の推進
- ・施策の方向3 地域リハビリテーションの充実

※18 ここでは、身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の各所持者及び、自立支援医療（精神通院）制度利用者の合計とした。

施策の方向1 健康づくり・障がい予防の推進

障がいの予防や早期発見・早期対応のために健康診査等の事業を実施します。また、高齢期で障がいを持つことを防止するため、介護予防を充実します。

1-1 健康診査事業（母子保健）（継続） 担当課：保険課（保健センター）

1歳6か月児健診、3歳児健診を実施します。（内容は、診察（内科・歯科）、身体計測、子育て相談、発育発達相談、栄養相談。3歳児は視力・聴力・尿検査を実施）

健診の際には、育児の悩みや不安への対応、疾病・障がいの早期発見・早期療育に努めるとともに、発達障がいや児童虐待に適切に対処できるよう、スタッフの研修参加を促します。

1-2 乳児家庭全戸訪問事業（継続） 担当課：保険課（保健センター）

生後4か月末満の乳児のいる家庭を全戸訪問し、子育て相談・子育て支援に関する情報提供を行います。

1-3 乳児保健指導事業（継続） 担当課：保険課（保健センター）

保健師や栄養士等により乳児（4・7・10・12か月児）の身体測定や発育・発達の相談、生活・育児に関する相談や保健指導を行い、病気や発達の遅れに対して、保護者の不安を軽減できるよう対応します。

1-4 乳幼児育成指導事業（継続） 担当課：保険課（保健センター）

発達面での遅れの心配がある幼児に、親子遊びと臨床発達心理士等による個別相談を行い、発達障がいの早期発見・早期支援に努めます。

1-5 成人保健健康診査事業（充実） 担当課：保険課

30歳代には生活習慣病予防健診を、また、40歳から74歳の国民健康保険加入者には特定健康診査を実施します。健診後は結果説明会等により対象者自身が結果の見方を理解し、生活改善の必要性がわかるように支援し、また、未受診者へは、訪問や広報・ポスター等による啓発を行うことで受診を促します。健康意識の向上をめざすことで、脳卒中や心筋梗塞、腎不全の発生予防を図ります。

1-6 成人保健指導事業（充実） 担当課：保険課

脳卒中や心筋梗塞、腎不全等障がいを残す疾病を予防するため、健診結果から優先順位をつけて対象者を選定し、保健指導を行います。

1-7 就園及び就学時健康診断（継続） 担当課：学校教育課

幼稚園入園あるいは小学校入学予定者に実施する健康診断の機会に、発達の遅れや障がいの早期発見を図ります。

1-8 地域支援事業・介護予防事業（充実） 担当課：介護長寿課

65歳以上対象で要介護状態になることを防止するために、地域支援事業・介護予防事業を行います。

◇介護予防教室開催数：183回 参加者：実数111人、延べ2,854人

施策の方向2 こころの病の予防・支援対策の推進

こころの問題は誰にでも起こりうるものです。こころの病についての正しい知識を普及することで予防や周囲の理解を促すとともに、本人や家族等への相談支援を実施します。また、自殺の直前にはうつ病の発症が多いことから、自殺予防のためにも、治療に向けた早期対応の重要性について啓発を行います。

1-9 こころの相談事業（継続）

担当課：保険課（保健センター）

ひきこもりや不登校、精神疾患の疑いのある人、精神障がいのある人等の医療や社会生活上の悩みについて、精神科医による個別相談を行い、必要に応じて、継続した相談や訪問指導を実施します。今後は、障がい者の総合的な相談事業として組み入れる等、整理・統合を検討します。

◇実施回数：6回 相談件数：14件

1-10 うつ病等広報・啓発（継続）

担当課：保険課（保健センター）・社会福祉課

講演会の実施、広報誌やインターネットの活用、各種の保健福祉事業の際にパンフレットを配布すること等により、うつ病等の正しい知識の普及を行います。

◇講演会参加者数：155人（1回）

1-11 スクールカウンセラー配置（継続）

担当課：学校教育課

小学校・中学校にスクールカウンセラーを配置し、暴力行為、いじめ、不登校等の児童生徒の問題行動等の未然防止、早期発見及び早期解決を図ります。

◇配置数：2人（6校） 相談件数：370件

施策の方向3 地域リハビリテーションの充実

医療費の公費負担制度である自立支援医療（更生医療・育成医療・精神通院医療）や医療福祉費支給制度等の活用により通院・治療を促し、医学的リハビリテーションの推進を図ります。また、介護予防事業の一環として地域リハビリテーション体制を充実します。

1-12 自立支援医療（継続）

担当課：社会福祉課

障害者自立支援法による自立支援医療のうち、更生医療（身体の障がいが改善・維持されるよう医療を実施。18歳以上の障がい者が対象）の給付を行います。また、精神通院医療については、申請事務（県が実施機関）を通して精神障がい者の状況を把握します。なお、育成医療（18歳未満の障がい児が対象）については、平成25年度に県から市への権限移譲が予定されています。

◇更生医療：2人（人工透析） 精神通院医療：623人

1-13 重度障がい者（児）の医療費助成（継続）

担当課：社会福祉課

医療福祉費支給制度により、重度の障がい者及び障がい児に対し、医療費の自己負担分について補助します。

◇対象者数：1,063人

1-14 特定疾病医療費助成（継続）

担当課：保険課

じん臓疾患による人工透析、血友病及びHIV感染症の治療に対し、医療費の一部を助成します。

1-15 地域リハビリテーションの連携促進（継続）

担当課：介護長寿課

県地域リハビリテーション事業を活用し、県指定の地域リハビリテーションステーションの医療機関と連携して地域リハビリテーション体制を充実します。

基本目標2 地域生活支援の充実

現 状

「障がい者アンケート」によると、日常の生活に何らかの介護を必要とする人が42.1%おり、その85.9%は家族による介護です。その一方、居宅介護（ホームヘルパー）の利用者は7.8%にとどまっており、福祉サービスの制度を知らない人も5.4%います。

将来については、このまま地域で家族と暮らしたいと望む人は77.8%おり、住まいについては、50.9%が障がいの状態に合わせてリフォームを行いたいと希望しています。

また、要望としては、障がい児では放課後や長期休暇時の預かりを（15.5%）、障がい者では障がい福祉サービスの事業所へ通所して訓練等を受けることをあげています（22.4%）。

課 題

施設ではなく住み慣れた地域で生活するうえでは、自立を図るためにも、さまざまな制度を適切に、また総合的に活用することが必要です。それには、障がい福祉サービスの給付や地域生活支援の事業実施はもとより、利用の第一歩となる相談支援事業の充実や各種制度等の周知徹底が重要です。

目標の設定と施策の方向

地域生活支援の充実

- ・施策の方向1 障がい福祉サービスの円滑な推進
- ・施策の方向2 障がい福祉サービスの基盤整備
- ・施策の方向3 地域生活支援事業の充実
- ・施策の方向4 在宅サービスの基盤整備
- ・施策の方向5 生活安定・経済的自立の支援

施策の方向1 障がい福祉サービスの円滑な推進

障がい福祉サービスを給付するための手続きを、適切かつ円滑に実施します。また、地域での生活支援の中核となる地域自立支援協議会の機能を充実させるとともに、障がい福祉サービス事業者に対しては、適正な運営を指導します。

2-1 障がい程度区分認定審査会の運営（継続）

担当課：社会福祉課

障がい程度区分の審査及び判定（介護給付の二次判定）のほか、サービス給付の可否について意見を求めるため、審査会を設置・運営します。

◇審査会：5合議体25人　　開催数：29回　　審査件数：84件

2-2 障がい程度区分の認定・サービス支給決定（継続）

担当課：社会福祉課

障がい者等からのサービス利用申請について、障がい程度区分の認定を行います。介護給付及び訓練等給付の支給決定にあたっては、利用者の意向を反映したサービス利用計画に基づき支給決定を行います。

◇サービス支給決定者数：511人（平成23年10月末）

※平成24年度の法改正により、児童デイサービスを除いた人数（基本目標3 施策の方向1で詳述）

2-3 地域自立支援協議会の運営（充実）

担当課：社会福祉課、社会福祉協議会

地域自立支援協議会における関係機関のネットワークにより、福祉サービスの提供体制の確保や地域における課題の解決等、障がい者等への支援体制を整備します。関係機関の連携を緊密にし、機能を充実します。運営は、市社会福祉協議会へ委託します。

◇開催数：全体会議2回、専門部会6回

2-4 障がい福祉サービス事業者の資質向上（継続）

担当課：社会福祉課

法に規定される障がい福祉サービス事業者に責務の遵守を求めるとともに、県の事業所実地指導の方針に基づき、適正な運営を指導します。

2-5 利用者保護促進事業（継続）

担当課：社会福祉課、社会福祉協議会

障がい福祉サービスに関する利用者の意見や苦情については、相談窓口で迅速に対応します。また、障がい認定区分や支給決定について不服がある場合は、県の「障害者介護給付費等不服審査会」、それ以外の苦情については県の「運営適正化委員会」に申立てができる仕組みについて適切に周知します。

施策の方向 2 障がい福祉サービスの基盤整備

障がいのある人の地域生活を支援するために、必要な障がい福祉サービスを提供するとともに、制度の普及・周知を行います。また、サービス供給の必要量を確保するため、事業所の体制整備を進めます。

2-6 障がい福祉サービスの給付（継続）

担当課：社会福祉課

法定の制度に基づき、障がい福祉サービスの提供を行います（下表）。また、障がい者が必要とするサービスを適切に受給できるよう、制度の広報・周知を徹底します。

◇サービス利用者数：380人（平成23年10月末）※児童デイサービスを除く。

2-7 障がい福祉サービスの供給確保（継続）

担当課：社会福祉課

障がい福祉サービスの必要量を確保・供給できるよう、既存事業所の体制の充実及び新規事業所の参入を促進します。

◇市内サービス事業所：15事業所（平成23年4月1日）

障害福祉サービスの概要

訪問系サービス	介護給付	居宅介護	自宅で入浴や排せつ、食事の介護などを行います。
		重度訪問介護	重度の肢体不自由があり常に介護が必要な人に、自宅での介護から外出時の移動の支援までを総合的に行います。
		同行援護	視覚障がいにより移動が困難な人に、外出時において移動に必要な情報の提供や、その他必要な援護を行います。
		行動援護	知的障がいや精神障がいにより行動が困難で常に介護が必要な人に、外出時の移動の支援や、その他行動の際に必要な援護を行います。
		重度障がい者等包括支援	常に介護を必要とする人の中でも介護の必要性がとても高い人に、居宅介護などの障がい福祉サービスを包括的に提供します。
		短期入所	自宅で介護を行う人が病気の場合などに、短期の入所による入浴、排せつ、食事の介護などを行います。
日中活動系サービス	介護給付	生活介護	常に介護を必要とする人に、施設で入浴、排せつ、食事の介護や創作的活動などの機会を提供します。
		療養介護	病院などの施設で、機能訓練や療養上の管理、看護、介護、日常生活上の援助などを行います。
	訓練等給付	自立訓練	自立した日常生活や社会生活ができるよう、身体機能や生活能力向上のための訓練を行います。（機能訓練と生活訓練があります。）
居住系サービス	介護給付	就労移行支援	就労を希望する人に、就労に必要な知識や能力の向上のための訓練や職場実習などを、一定期間の支援計画により行います。
		就労継続支援	一般企業等で働くことが困難な人に働く場の提供や、就労に必要な知識や能力の向上のための訓練を行います。
	給訓練付等	共同生活援助（グループホーム）	地域の共同生活の場において、相談や日常生活上の援助を行います。
介護給付	共同生活介護（ケアホーム）	地域の共同生活の場において、入浴や排せつ、食事の介護などを行います。	
	施設入所支援	施設に入所する人に、主に夜間に入浴や排せつ、食事の介護などを行います。	
補装具費の支給		義肢、装具、車いす、補聴器等の補装具の購入費または修理費が支給されます。	

◎ 訪問系サービス：在宅で訪問を受けたり、通所などで利用するサービス

◎ 日中活動系サービス：施設等で昼間に利用できるサービス

◎ 居住系サービス：入所施設等での住まいの場におけるサービス

施策の方向3 地域生活支援事業の充実

障がい福祉サービスのうち、市町村が地域の実情に応じて実施するものとして地域生活支援事業があります。法定の必須事業（※）のほかに任意事業を設定して地域での生活に必要な支援を実施します。

※ 必須事業：相談支援事業、成年後見制度利用支援事業、コミュニケーション支援事業、日常生活用具給付等事業、移動支援事業、地域活動支援センター事業

2-8 相談支援事業（充実）

担当課：社会福祉課、社会福祉協議会

相談支援事業所において、一般相談・専門相談に応じるほか、障がい福祉サービス利用計画の作成や地域移行・地域定着への支援等を包括的に実施することで、障がい者の地域生活に不可欠な相談支援体制を充実・強化します。

また、障がい児については、児童福祉法に基づく障がい児相談支援事業者による専門的な支援を実施します。

◇一般相談件数：1,000件 専門相談件数：64件

2-9 成年後見制度利用支援事業（充実）

担当課：社会福祉課

成年後見制度の利用が有効と認められる知的障がい者及び精神障がい者に対して、制度の利用を支援することにより障がい者の権利擁護を推進します。

2-10 コミュニケーション支援事業（継続）

担当課：社会福祉課

聴覚、言語障害、音声機能等の障がいにより意思疎通を図ることに支障がある人に対し、手話通訳者、要約筆記者を派遣することによりコミュニケーション支援を行います。

◇利用件数：20件

2-11 日常生活用具給付等事業（継続）

担当課：社会福祉課

介護・訓練支援用具、自立生活支援用具、在宅療養等支援用具、情報・意思疎通支援用具、排泄管理支援用具、住宅改修費（リフォーム）の給付等を行います。

◇給付等件数：824件

2-12 移動支援事業（継続）

担当課：社会福祉課

障がい者等が円滑に外出することができるよう、移動の際の介助を行います。なお、重度の視覚障がい者については、「同行援護」として障害福祉サービスの個別給付で対応します。

◇利用者数：37人 利用延べ時間：3,008時間 事業所数：18事業所

2-13 地域活動支援センター事業（継続）

担当課：社会福祉課、社会福祉協議会

通所事業として、創作的活動や生産活動の機会の提供、生活訓練や社会適応訓練等を行うことにより、障がい者の自立促進と生活の質の向上を図ります。

◇市営事業所（登録者数）：1か所（56人）

広域利用事業所（登録者数）：3か所（23人）

2-14 訪問入浴サービス事業（継続）

担当課：社会福祉課

重度の身体障がい者に対し、移動入浴車により訪問して入浴介助を行います。

◇利用件数：101件

2-15 奉仕員養成研修事業（継続）

担当課：社会福祉課、社会福祉協議会

手話奉仕員、要約筆記奉仕員、点訳奉仕員、朗読奉仕員を養成研修します。

2-16 自動車運転免許取得費・改造費助成事業（継続）

担当課：社会福祉課

身体障がい者の自動車運転免許取得費用及び自動車改造費用について助成し、就労及び社会参加を支援します。

2-17 日中一時支援事業（継続）

担当課：社会福祉課

障がい者等に日中における活動の場を提供することで、家族の就労を支援し、また、介護者の一時的な休息を確保して負担軽減を図ります。

◇利用者数：55人 利用延べ回数：2,075回 事業所数：29事業所

施策の方向4 在宅サービスの基盤整備

障がいのある人が、地域において快適に安心して生活できるよう、必要な環境整備を行います。制度対象の基本となる障がい者手帳の交付や障がい者相談員の設置、専門的相談に応じるためのマンパワーの確保のほか、日常生活にかかる各種事業については、障がい福祉サービスの給付や地域生活支援事業を軸として、包括的に実施・提供します。

2-18 障がい者手帳の交付（継続）

担当課：社会福祉課

身体障害者手帳、療育手帳及び精神障害者保健福祉手帳の交付事務を行います。

2-19 タクシー利用助成事業（継続）

担当課：社会福祉課

在宅の障がい者、要介護認定者及び難病患者に対してタクシー券を交付し、通院にかかる負担を軽減します。

◇利用者数：146人

2-20 福祉有償運送運営協議会の運営（継続）

担当課：社会福祉課

福祉有償運送を適切に実施するため、地域の代表、利用者の代表、タクシー会社等の関係機関による協議会を設置・運営します。

◇有償運送実施団体：3事業所 利用登録者数：161人

2-21 障がい者相談員事業（継続）

担当課：社会福祉課

障がい者福祉の増進に熱意を持ち、地域の実情に明るい者として身体障がい者本人あるいは知的障がい者の保護者に対し、相談員の業務を委託します。相談に応じるほか指導や助言、関係機関の連絡調整等を行います。

◇相談員数：身体障がい者相談員3人 知的障がい者相談員1人

2-22 日常生活自立支援事業（継続）

担当課：社会福祉協議会

認知症高齢者や知的障がい者、精神障がい者が安心して生活できるよう相談に応じたり、日常生活に必要な手続きや金銭管理の支援を行います。社会福祉協議会との契約による利用のため、本人の判断能力が低下した場合は、成年後見制度を活用することで支援が受けられます。

2-23 配食サービス事業（継続）

担当課：介護長寿課

ひとり暮らしの高齢者や身体が虚弱な高齢者のみの世帯、ひとり暮らしの障がい者に対して定期的に食事を届けることで、食生活の安定と健康維持を図るとともに、安否を確認し孤独感を解消します。

2-24 紙おむつ等購入費助成事業（継続）

担当課：介護長寿課

在宅の寝たきり又は認知症の高齢者、重度の身体又は知的障がい者、障がい児が使用する紙おむつ等を購入する際に、その費用の一部を助成することにより、介護にあたる家族の精神的・経済的負担を軽減します。

2-25 障がい者対象公営住宅の整備（継続）

担当課：建築指導課

障がい者対応の市営住宅の維持・管理を行います。なお、バリアフリー対応住宅は鴻巣住宅（段差無し・手すり設置、51戸）及び静住宅（手すり設置、70戸）で、障がい者対応住宅は鶯内住宅の2戸となっています。

2-26 難病患者等支援事業（継続）

担当課：社会福祉課

介護保険制度や障がい者施策の対象とならず、サービスを受けられない難病患者に対し、訪問介護・短期入所・日常生活用具給付のサービスを行います。

2-27 専門職マンパワーの確保（継続）

担当課：社会福祉課、保険課（保健センター）

特に精神障がいや発達障がいの相談支援の強化・充実のために、精神保健福祉士、社会福祉士、臨床心理士等を配置して、マンパワーの活用を図ります。

◇配置数：精神保健福祉士 2人

施策の方向 5 生活安定・経済的自立の支援

地域で自立した生活を送るうえでの第一の基盤は、経済面の安定です。そのため、障がい年金や各種手当、各種減免の制度については、対象者がもれなく受給等できるよう制度の周知を実施するとともに、福祉資金の貸付等も活用しながら経済的自立を支援します。

2-28 障がい基礎年金の支給（継続）

担当課：保険課

国民年金加入中に、一定の保険料納付要件を満たしていて障がい者になったとき、老齢基礎年金の受給資格を満たしている方が60歳から65歳になるまでに障がい者になったとき、または20歳前に障がい者になったときに支給します。

2-29 特別障がい給付金の支給（継続）

担当課：保険課

国民年金に任意加入していなかったことにより障がい基礎年金を受給していない障がい者に、国民年金制度の発展過程に生じた特別な事情を考慮して支給します。

2-30 特別児童扶養手当の支給（継続）

担当課：社会福祉課

心身に障がいのある20歳未満の児童を扶養している保護者に手当を支給します。

◇支給者数：手当1級 49人、手当2級 36人

2-31 特別障がい者手当の支給（継続）

担当課：社会福祉課

在宅の最重度の心身障がい者に対し、経済的負担の軽減のため手当を支給します。

◇支給者数：36人

2-32 障がい児福祉手当の支給（継続）

担当課：社会福祉課

在宅の重度の障がい児に対し、経済的負担の軽減のため手当を支給します。

◇支給者数：24人

2-33 経過的福祉手当の支給（継続）

担当課：社会福祉課

改正法施行の前日（昭和61年3月31日）において福祉手当の受給資格を持つ20歳以上の人で、特別障がい者手当支給要件に該当せず、かつ障がい基礎年金を支給されない人に支給します。

◇支給者数：2人

2-34 在宅障がい者（児）福祉手当の支給（継続）

担当課：社会福祉課

在宅の重度の障がい者又は障がい児を介護している人に手当を支給します。

◇支給者数：障がい者 104人、障がい児 55人

2-35 難病患者福祉手当の支給（継続）

担当課：社会福祉課

難病患者に対し手当を支給することで、心身の安定と福祉の増進を図ります。

◇支給者数：198人

2-36 心身障がい者扶養共済制度（継続）

担当課：社会福祉課

障がい者の保護者が加入し、加入者の死亡時や障がいを負った際に、障がい者に対し共済年金が支給されます。

2-37 外国人高齢者及び重度身体障がい者福祉手当の支給（継続）

担当：介護長寿課

市内に居住する外国人高齢者及び外国人重度障がい者に対し、福祉手当を支給して福祉の増進を図ります。

2-38 生活福祉資金の貸付（継続）

担当：社会福祉協議会

低所得者や障がい者、高齢者に対し資金の貸付を行い、経済的自立と生活意欲を助長します。

2-39 税や各種割引・減免制度の周知（継続）

担当：社会福祉課

障がい者手帳の交付に伴い、その等級に応じて税金や公共交通機関等の料金、公共料金、各種施設の利用料等、各種の減免・割引制度に該当するため、その周知を図ります。

基本目標3 教育・育成の推進

現 状

「障がい者アンケート」に回答のあった障がい児のうち、知的障がいのある子が87.0%おり、そのうち発達障がいもあわせ持つ子が55.0%います。また、学齢期では、45.5%が小・中・高校の普通学校へ、31.8%が特別支援学校へ通学しています。なお、平成23年5月1日時点で、市立小・中学校の特別支援学級に在籍する子は71人（在校児童・生徒数の1.6%）、近隣の特別支援学校5校に在籍する子は、小・中・高等部の合計で72人です。

また、要望としては、「放課後や長期休暇等の対応」や「周囲の障がい児理解」（あわせて29.0%）のほか、卒業後の対策として、職業開拓や職業訓練の充実など就労に関連した支援（36.5%）や通所事業所やグループホーム等の地域生活に必要な施設の充実（52.4%）を望む声が上がっています。

課 題

障がいのある子の乳幼児期から成人まで、それぞれの年齢に対応したきめ細かい育成支援には、保健・医療・福祉・教育・雇用等の関係機関が連携して、総合的な支援を行うことが必要です。

幼稚園・保育所への就園時や小学校就学時には、特に相談支援が重要となります。保護者との信頼関係を背景に、特別支援学校の選択も視野に入れながら、関係機関による一貫した支援が望されます。また、発達障がいについては、早期の発見と適切な指導がその後の社会性の獲得に大きな役割を果たすため、支援の充実が求められます。

更に、教育期間の終了時には、学校生活から地域での生活に円滑に移行できるよう、継続した支援も重要です。

目標の設定と施策の方向

教育・育成の推進

- 施策の方向1 障がい児の育成支援
- 施策の方向2 特別支援教育の推進

施策の方向 1 障がい児の育成支援

乳幼児健診等における早期発見により、適切な治療や療育指導へとつなげることに始まり、その後、成長段階に応じて関わる関係機関が連携体制を緊密にすることで、終始一貫した支援を実施します。

なお、障がいのある子への施設支援（入所・通所）については、平成24年4月より児童福祉法に一本化されます。

3-1 障がい児保育（保育所・幼稚園）（継続）

担当課：こども課、学校教育課

保護者による送迎及び集団保育が可能な障がい児に対し、保育に欠ける障がい児については保育所、それ以外の障がい児については幼稚園において保育を実施します。

◇在籍者数（加配保育士等数）：保育所 6人（5人）、幼稚園 14人（7人）

3-2 家庭児童相談事業（継続）

担当課：こども課

家庭相談員を配置し、不登校、生活習慣、発達・言葉の遅れ、非行等子どもの養育に関するについて相談、指導等を行います。

1-7 就園及び就学時健康診断（継続）※再掲

担当課：学校教育課

幼稚園入園あるいは小学校入学の予定者に実施する健康診断の機会に、発達の遅れや障がいの早期発見を図ります。

3-3 就学指導の実施（継続）

担当課：学校教育課

市障がい児就学指導委員会の設置により、障がいのある児童及び生徒に対し適正な就学指導を実施します。

3-4 障がい児支援体制の構築（充実）

担当課：社会福祉課、こども課、保険課（保健センター）、学校教育課、社会福祉協議会

障がいの発見から療育、保育、教育、就労等の各ライフステージに対応し、地域での成長を一貫して支援するため、関係機関の連携体制を作ります。

3-5 障がい児通所支援の充実（新規）

担当課：社会福祉課、社会福祉協議会

発達の遅れ等による障がいの気づきから療育へ、早い段階で適切な支援につなげるため、身近な療育の場として地域の障がい児通所施設の確保・充実を行います。

◇障がい児通所施設への通所者数：59人

※平成24年4月から、障害者自立支援法による「児童デイサービス」が児童福祉法による「障がい児通所支援」に一本化される。数値は、平成23年10月末時点の制度の利用者数

3-6 児童虐待の防止（継続）

担当課：こども課、保険課（保健センター）

児童虐待については、相談体制の整備とともに医療機関や市の乳幼児健診、保育園や幼稚園、小中学校からの情報等を活用して早期発見に努めます。また、発見に至った際には、迅速な相談支援により対応し、重大な問題があるケースについては児童相談所と協議し、ネットワーク会議を開催して問題の解決を図ります。

施策の方向2 特別支援教育の推進

特別支援学校と連携しながら、特別支援教育コーディネーターや学習指導員の配置、特別支援学級や通級での指導等により障がい児の学習を支援します。また、障がいへの理解を深めるため、教職員に対して研修を行うほか、児童・生徒については、学校教育における体験学習等をとおして「福祉のこころ」を育てます。

3-7 特別支援教育コーディネーターの配置（継続）

担当課：学校教育課

各学校の職員の中から特別支援教育コーディネーターを任命・配置し、小学校及び中学校における特別支援教育の推進・充実を図ります。

◇配置校数：全校 配置数：16人

3-8 障がい児学習指導員の配置（継続）

担当課：学校教育課

障がいのある児童・生徒の在籍する学級に、学習指導のための非常勤講師を配置し、一人ひとりの能力や適性に応じたきめ細かい指導を行います。

◇配置校数：小学校6校・中学校1校 配置数：7人

1-11 スクールカウンセラー配置（継続）※再掲

担当課：学校教育課

小学校及び中学校にスクールカウンセラーを配置し、暴力行為、いじめ、不登校等の児童・生徒の問題行動等の未然防止、早期発見及び早期解決を図ります。

3-9 通級指導の実施（継続）

担当：学校教育課

小学校及び中学校の通常の学級に在籍する軽度の障がい児に対して、各教科等の指導は通常の学級で行いながら、障がいに応じた特別の指導を通級指導教室で行います。

◇通級学級数：2学級 通級児童数：15人

3-10 特別支援学級（継続）

担当課：学校教育課

小学校及び中学校に知的障がい、自閉症・情緒障がい、言語障がいの特別支援学級を設置し、障がいのある児童・生徒に対してその一人ひとりの教育的ニーズを把握し、適切な教育を通じて必要な支援を行います。

◇設置数（在籍者数）：小学校 8校・12学級（35人）

中学校 5校・12学級（36人） ※平成23年5月1日現在

3-11 教職員等研修の実施（継続）

担当課：学校教育課

特別な配慮を要する児童の普通学校への就学が多く見られる現状から、教職員の障がいに対する理解を深めるため研修を行います。

3-12 福祉教育・交流教育の実施（継続）

担当課：学校教育課

「総合的な学習の時間」の活用等により、関係機関との連携でボランティア活動等、地域での体験学習の機会を提供し、「福祉のこころ」を育成します。また、特別支援学校との交流教育を実施します。

3-13 学校施設のバリアフリー化（継続）

担当課：学校教育課

障がい児が支障なく学校生活を送れるように学校施設のバリアフリー化を進めます。

◇小学校：スロープ7校、障害者用トイレ5校、エレベーター2校

中学校：スロープ3校、障害者用トイレ2校、エレベーター1校

基本目標4 雇用・就労の支援

現 状

「障がい者アンケート」によると、今後、正規雇用のほかパートや就労支援事業所も含め、何らかの形で「働きたい」と考えている人は41.2%（※19）おり、就労への意欲の高さが表れています。しかしながら、実際にハローワークを利用して求職活動をしたことがある人は、21.4%にとどまっている現状です。

一方、現在仕事をしている人は、仕事の内容は「満足・どちらかといえば満足」（78.0%）ですが、収入面では「不満・どちらかといえば不満」（67.0%）と感じています。

また、障がいのある子を持つ保護者においても、学校教育終了後の進路対策として、一般企業への就職促進（17.6%）、職業訓練機関の充実（19.0%）、就労支援事業所等の充実（28.6%）など、就労関連の要望が多くを占めています。

課 題

雇用の確保は、自立した地域生活を経済的に支えるために不可欠であり、また、「働きたい」という意欲に応えるためにも、就労先の開拓が必須です。そこで、ハローワークを中心とした関係機関と連携して企業等とのマッチングを図るとともに、企業等に対しては障がい者雇用の各種助成制度の周知や、障がいに対する理解啓発を進める必要があります。

また、一般就労へステップアップするための技能獲得の場として、障がい福祉サービスの訓練給付を提供する就労支援事業所の確保と充実を図る必要があります。

障がいのある子についても、教育期間終了後に自立した一個人として充実した地域生活を送るため、一般就労に向けた支援として本人への職業訓練はもとより、社会に対しては、障がい者雇用に対する理解の啓発や職場の開拓が必要です。

目標の設定と施策の方向

雇用・就労の支援

- 施策の方向1 雇用・就労の場の拡大
- 施策の方向2 職業リハビリテーションの充実

※19 母数は、回答者のうち18歳から60歳の者

施策の方向 1 雇用・就労の場の拡大

求職活動とともに大切なのが、生活面の安定です。そこで就労の支援と生活の支援を一体的に行う「障がい者就業・生活支援センター（県内福祉圏域ごとに1か所所在）」を活用しながら、ハローワークをはじめ関係機関と連携して横断的・包括的に支援します。

また、市内の企業等に対して障がい者雇用への理解・啓発を実施とともに、障がい者が雇用されている企業等に優先的に官公需を発注することで、継続的な雇用の確保を図ります。

4-1 障がい者雇用制度の普及・啓発と雇用に対する理解の促進（新規）

担当課：社会福祉課、商工観光課、社会福祉協議会

市商工会及び地域自立支援協議会と連携・協力しながら、市内の事業者に対し「障害者の雇用の促進に関する法律」に基づく障がい者雇用制度の趣旨の普及・啓発を行います。

4-2 障がい者就労支援事業所等における受注と雇用の促進（新規）

担当課：社会福祉課

障がい者の就労支援事業所や障がい者を雇用する事業所に対して官公需を発注することにより、障がい者の仕事の確保と雇用を促進します。

4-3 就労支援ネットワークの活用（新規）

担当課：社会福祉課

ハローワークをはじめ、県内の障がい福祉圏域ごとに設置されている「障がい者就業・生活支援センター」のネットワークを活用して、障がい者の就労を進めます。

施策の方向2 職業リハビリテーションの充実

就労に対する目標意識を高め、必要な知識や技術等を習得するために、障がい福祉サービスとして、就労支援事業所において就労訓練を提供します。また、特別支援学校の卒業者や就労支援事業所の利用者の中で、就労に意欲のある人については、関係機関と連携しながら、各種の障がい者雇用促進の制度を活用し、就職から職場への適応・定着まで支援を行います。

4-4 障がい福祉サービスによる就労支援事業所の確保（継続） 担当課：社会福祉課

法定の障がい福祉サービスによる就労支援事業所を確保し、一般就労へ向けた訓練の場を提供します。

◇市内障がい者就労支援事業所数：6事業所（平成23年4月1日）

4-5 特別支援学校、就労支援事業所等から就労への移行促進（新規） 担当課：社会福祉課

特別支援学校卒業後の進路として一般就労へ、あるいは就労支援事業所での就労訓練から一般就労へとつなげるために、各種の障がい者雇用促進の制度を活用しながら、関係機関と連携して継続的に支援します。

基本目標5 社会参加の促進

現 状

「障がい者アンケート」によると、この1年の間に、芸術鑑賞・スポーツ教室・教養講座・旅行等の趣味の活動のほか、障がい者団体や地域の活動等、何らかの社会的な活動に参加した人は50.5%ですが、「今後参加したい」と回答した人は12.5ポイント増えて63.0%となっており、社会参加への意欲が表れています。

しかしながら、社会的な活動に参加しなかった半数弱の人については、その理由として「ひとりで出かけられない」(36.9%)、「どんな活動があるかわからない」(32.0%)をあげており、“移動と情報のバリア”により社会参加がはばまれている現状があります。

課 題

障害者基本法では、共生社会をめざすうえで、すべての国民が障がいの有無によって分け隔てられることなく、あらゆる分野の活動に参加する機会が確保されなければならないこと、さらには、障がいのある人が活動に参加する際には、その障がいに応じた配慮（「合理的配慮」）をしなければならないこととしています。

障がいのある人の社会参加を促進するためには、「合理的配慮」を施したうえで各種活動の機会を提供することや、さまざまな地域の情報を広く周知することが重要です。それとともに、道路・交通のバリアフリー化、福祉サービスによる移動の支援やコミュニケーション手段の確保等、総合的に環境が整備された「住みよいまち」であることが必要です。

目標の設定と施策の方向

- 施策の方向1 文化・スポーツ活動等の振興
- 社会参加の促進 • 施策の方向2 情報提供・コミュニケーション支援の充実
- 施策の方向3 選挙における投票行動の促進

施策の方向1 文化・スポーツ活動等の振興

文化・スポーツ・レクリエーション活動については、生きがいや楽しみを向上させる活動であるとともに、健康を保持・増進するための活動としても位置づけ、参加を支援します。

また、障がいのある人に対して活動への参加を促すばかりでなく、開催する側における「合理的配慮」について意識の啓発を行います。

5-1 障がい者スポーツ・レクリエーション教室開催等事業（新規）

担当課：生涯学習課、社会福祉課、市民協働課

障がい者の体力増進や交流促進を図るため、スポーツ・レクリエーション教室を開催します。また、地区まちづくり委員会に対し、障がい者が地域の各種教室や活動に参加できるよう理解・協力を求めていきます。

5-2 スポーツ大会等への参加促進（継続）

担当課：社会福祉課

「茨城県身体障害者スポーツ大会」や、知的障がい者の「茨城県ゆうあいスポーツ大会」への参加を支援します。

5-3 芸術・文化活動への参加促進（継続）

担当課：生涯学習課、社会福祉課

障がい者が各種生涯学習事業に参加する際や、障がい者団体が文化活動等を実施する際に協力・支援を行います。

5-4 文化・スポーツ活動における合理的配慮の普及・啓発（新規）

担当課：生涯学習課、社会福祉課

市や各種団体が主催する文化・スポーツ活動において、障がい者の参加を進めるため、それぞれの障がいに応じた「合理的配慮」意識の普及・啓発を実施します。

5-5 障がい者の読書環境の充実（継続）

担当課：生涯学習課、社会福祉課

市立図書館において、障がい者対象の図書等を計画的に拡充するとともに、代読ボランティアの確保・充実、図書自動読み上げ機の活用を図ります。

◇代読ボランティア登録数：7人

5-6 障がい児の参加する生涯学習事業（継続）

担当課：生涯学習課

「ふるさと教室」の開設を通して、障がい児が参加できる事業を実施するとともに、健常児との交流を進めます。

5-7 障がい者交流事業（継続）

担当課：社会福祉協議会

社会参加や自立訓練のほか、障がい者や介護者同士の交流を目的として日帰り旅行を実施します。

施策の方向2 情報提供・コミュニケーション支援の充実

地域社会の総合的な情報提供を保障するため、障がいの特性に応じた方法により情報を提供するとともに、コミュニケーションを円滑にするための支援を実施します。

2-10 コミュニケーション支援事業（継続）※再掲

担当課：社会福祉課

聴覚、言語障がい、音声機能等の障がいにより意思疎通を図ることに支障がある人に対し、手話通訳者、要約筆記者等を派遣することによりコミュニケーション支援を行います。

2-15 奉仕員養成研修事業（継続）※再掲

担当課：社会福祉課、社会福祉協議会

手話奉仕員、要約筆記奉仕員、点訳奉仕員、朗読奉仕員を養成研修します。

5-8 情報のバリアフリー化の推進（継続）

担当課：企画課、社会福祉課、社会福祉協議会

市広報誌等の公的な発行物について、文字による情報入手が困難な人に点訳・音訳等により情報を提供します。また、ホームページのバリアフリー化を推進し、障がい者向けの情報提供のツールとして整備します。

施策の方向3 選挙における投票行動の促進

障がいのある人が投票を行う際の配慮として、各種選挙の選挙情報の提供、投票所のバリアフリー化を進めます。また、公職選挙法における郵便等による不在者投票制度について周知・啓発を行います。

5-9 選挙情報の提供（継続）

担当課：総務課、社会福祉課

視覚障がい者への対応として、選挙公報等の情報を音声で記録して配布することについて、障がい者支援団体等と連携・協力して実施します。

5-10 郵便等投票制度の周知・啓発（継続）

担当課：総務課、社会福祉課

投票所に行くことができない障がい者等が自宅において投票をし、選挙管理委員会に郵送する制度について周知・啓発を行います。

5-11 投票所のバリアフリー化（充実）

担当課：総務課

障がい者ばかりでなく、投票をする人の利便性向上のため、スロープを取り付ける等、バリアフリーの環境を整備します。また、歩行が困難な人のために車いすを配置します。

基本目標6 住みよいまちづくり

現 状

「障がい者アンケート」によると、本市のまちづくりへの取り組みについて、「満足」「どちらかといえば満足」と回答した割合は以下のとあります。

- ① 「障がい者理解についての啓発・広報」 50.5%
- ② 「福祉関係ボランティア活動の促進」 53.0%
- ③ 「バリアフリーのまちづくり」 37.8%
- ④ 「障がい者（児）の防犯・防災対策」 34.4%
- ⑤ 「身近な人の障がい者理解」 53.5%
- ⑥ 「まちの住みよさ」 64.8%

この結果から、ソフト・ハード両面のバリアフリー化と防犯・防災対策が、取り組むべき課題であることが明らかです。また、その他の項目についても、誰もが満足を感じられるまちづくりの達成には、多くの課題が残されていることがわかります。

課 題

障がいのある人が住みやすいまちは、誰にとっても住みやすいまちとなります。このユニバーサルデザインの考え方を念頭に置き、快適で安全な「住みよいまちづくり」を実現するため、ソフト・ハード両面のバリアフリー化の推進、防犯・防災対策の徹底、ボランティア活動や団体活動等による地域の支援体制の構築等、あらゆる視点から環境整備を図る必要があります。

目標の設定と施策の方向

住みよいまちづくり

- ・施策の方向1 バリアフリーの生活環境整備
- ・施策の方向2 災害時支援・防犯対策の推進
- ・施策の方向3 地域支援体制の整備
- ・施策の方向4 障がいのある人についての理解の促進

施策の方向1 バリアフリーの生活環境整備

物理的・制度的・心理的・情報という“4つのバリア”のうち、特に物理的なバリアは、障がいのある人はもとより高齢者や子ども等の社会的弱者といわれる人々にとっては、生活するうえで大きな支障となります。このバリアを取り除くため、ユニバーサルデザインの考え方に基づいて、市の施設をはじめとする公共的施設のバリアフリー化を推進し、生活・移動環境の整備を行います。

6-1 福祉ガイドマップの作成（新規） 担当課：社会福祉課、市民協働課、商工観光課

市内のバリアフリーの整備状況を把握することで、障がい者の移動の利便性を確保します。また、マップの作成にあたっては、まちづくりの一環として自治組織や商業・観光関連の事業者等と連携・協力します。

6-2 公共的施設のバリアフリー化（充実）

担当課：社会福祉課、建設課、都市計画課、建築指導課、生涯学習課

市の施設（道路、公園を含む。）をはじめ、人が多く集まる商業施設や駅等の公共的な施設について、市の整備計画や「茨城県ひとにやさしいまちづくり条例」に基づいてバリアフリー化を推進するとともに、事業者に対しては、バリアフリー設備の設置についての理解・啓発を実施します。

6-3 道路・交通安全対策の推進（継続）

担当課：建設課、都市計画課

道路の歩道・車道の分離、段差解消、誘導ブロック敷設、障がい者用信号機の設置等、障がい者の移動環境の整備と安全対策を進めます。

6-4 コミュニティバス運行事業（継続）

担当課：企画課

交通の利便性向上と、公共施設等の利用活性化を図るため、市内11コースを設定して、月曜日から金曜日までコミュニティバスを運行します。今後は新たな交通システムも含め、持続可能な公共交通体系について検討します。

施策の方向 2 災害時支援・防犯対策の推進

「地域防災計画」に基づく対策を基本とし、災害の発生時には「災害時要援護者支援制度」や「あん・しん・ねっと事業」による支援体制のもとで安否確認や避難誘導を行い、障がいのある人の安全を確保します。また、消費者犯罪に対する防犯対策を実施します。

6-5 地域防災計画の推進（充実）

担当課：環境安全課

「地域防災計画」に基づき災害時における障がい者の支援体制を整備するとともに、避難場所の周知や防災訓練の実施等により、一人ひとりの防災意識の向上を図ります。

6-6 災害時要援護者支援体制の構築（充実）

担当課：環境安全課、社会福祉課、介護長寿課、社会福祉協議会

市の「災害時要援護者支援制度」と、市社会福祉協議会の住民主体による見守りあいの事業「あん・しん・ねっと事業」の連携により、災害時の避難支援を実施します。

6-7 緊急時の情報配信の徹底（充実）

担当課：環境安全課、社会福祉課

緊急時等における防災無線による情報が確実に配信されるよう、聴覚障がい者に対するファックス機能付き防災無線の配布と定期メンテナンスを徹底します。

6-8 消費者被害の防犯対策の推進（充実）

担当課：環境安全課、社会福祉課

消費生活センターにおいて、消費生活情報の周知と消費者被害防止のための広報・啓発を行います。

施策の方向3 地域支援体制の整備

社会福祉協議会は、民間の自主的な活動の中核として住民参加の福祉活動を推進する一方で、行政が実施する施策を補完する機関としても重要な役割を担っています。市と社会福祉協議会とが“両輪”となって地域福祉を推進するために、今後更に連携を深めていきます。

また、障がい者虐待の未然防止や当事者団体の活動支援をとおして、障がいのある方が安心して生活するための地域支援体制を整備します。

6-9 社会福祉協議会との連携（充実）

担当課：社会福祉課

市社会福祉協議会は、独自の福祉事業はもとより、多方面にわたる市の事業を受託しており、地域福祉推進の実質的な担い手として位置づけられます。今後も、連携を強化していきます。

6-10 障がい者の虐待防止（新規）

担当課：社会福祉課、社会福祉協議会

虐待を防止することは、障がい者の尊厳を守り、自立と社会参加を保障するうえで重要です。地域自立支援協議会を活用して関係機関の連携を強化し、虐待の予防と早期発見を行います。

6-11 ボランティア活動の振興（継続）

担当課：市民協働課、社会福祉課、社会福祉協議会

協働のまちづくりを推進する一環として、「市民活動支援センター」を拠点としてボランティア活動の振興を進めます。センターの運営は、市社会福祉協議会へ委託します。

6-12 障がい者団体等活動支援（継続）

担当課：社会福祉課

障がい者団体や家族会等の活動は、当事者の互助的な役割のみならず、障がい者理解や福祉の充実を推進するための社会に向けた発信の場でもあります。引き続き、活動の活性化を支援します。

施策の方向 4 障害のある人についての理解の促進

障害者基本法では、障がいの有無によって分け隔てられることなく、基本的人権を享有する個人としてその尊厳が重んじられ、その尊厳にふさわしい生活を保障される権利を有すること、障がいを理由として差別や権利利益を侵害してはいけないことが定められています。

「障がい者週間」は、これらの“基本原則”についての関心と理解を広く国民の間に深め、障がい者が社会、経済、文化その他あらゆる分野の社会活動に参加することを促進するため設けられているものです。

この「障がい者週間」をはじめとして、隨時、機会をとらえて障がい者理解のための広報・啓発を実施するとともに、子どものうちから「福祉のこころ」を育むため、学教教育における福祉の教育を進めます。

3-12 福祉教育・交流教育の実施（再掲）（継続）

担当課：学校教育課

「総合的な学習の時間」の活用等により、関係機関等の連携でボランティア活動等、地域での体験学習の機会を提供し、「福祉のこころ」を育成します。また、特別支援学校との交流教育を実施します。

6-13 障がい者理解についての啓発・広報の推進（充実）

担当課：社会福祉課

障がい者週間（12月3日から9日まで）にあわせて啓発事業を実施するほか、日常的に市広報誌、ホームページ等により障がい者理解を呼びかけることで啓発を進め、共生社会の実現をめざします。